

第2回 三崎漁港（本港地区及び新港地区）海業振興を目指す 用地利活用プロジェクト実施事業者選定審議会 議事録

1 日 時 令和6年4月25日（木） 10：30～15：00

2 場 所 三浦消防署 4階 会議室

3 議 題

- （1）提案審査の進め方について
- （2）プレゼンテーション及び提案に関する質疑
- （3）提案審査
- （4）答申について

4 出 席 者

- （1）委 員 馬場 治 委員（東京海洋大学 名誉教授）
川崎 一泰 委員（中央大学総合政策学部 教授）
佐藤 宏亮 委員（芝浦工業大学建築学部 建築学科 教授）
原田 幸子 委員（東京海洋大学海洋生命科学部海洋政策文化学科 准教授）
星野 拓吉 委員（三浦市 副市長）
三浦市市長室 徳江室長
- （2）事務局 小林特定事業担当課長
羽白主査
根本主任
一般財団法人漁港漁場漁村総合研究所 浪川氏、大島氏、成田氏、藤野氏

5 資 料

次第
資料1 提案審査の進め方について(案)
事前配布資料 事業提案書（副本）、（様式13－1～15）
参考資料 提案審査補助様式

6 議 事

開会

【事 務 局】 ただいまより、第2回三崎漁港（本港地区及び新港地区）海業振興を目指す用地利活用プロジェクト実施事業者選定審議会を開会します。

本日はお忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。三浦市市長室長 徳江でございます。

本プロジェクトは、市の中でも最重要のプロジェクトと位置付けています。募集要項において、うらりマルシェの改修は必須とする一方で、事業用地も示していますが、いつ着手できるかは未定ということを事業者にも伝えているものの、委員の皆様にもその中で審査していただかなくてはならず、大変恐縮しているところです。しかし、私どもとしては今後

の事業連携パートナーを決める機会と考えていますので、長期的に協力していける事業者かどうかを主眼に評価していただきたいと思います。委員の皆様にも今回の選定以降も引き続きご支援いただきたく、そのためのスキーム構築なども考えていきますので、よろしくお願いいたします。

以降は、市長室特定事業担当課長の小林が進行をさせていただきます。

本日進行を務めさせていただきます、市長室特定事業担当課長の小林です。よろしくお願いいたします。ここで、馬場会長よりご挨拶をお願いします。

【会 長】 本審議会は令和5年12月26日に第1回目を開催し、三浦市提案型公的不動産活用公民連携制度実施要領（案）と募集要項（案）の審議を行いました。

本日は、市が実施した事業者公募に応募した事業者からプレゼンテーションを受け、その後、応募者への質疑、提案審査を行います。議事を円滑に進行するにあたり、皆様のご協力をお願いいたします。

【事 務 局】 馬場会長ありがとうございました。

本日の審議会は、全ての委員が出席しており、三崎漁港（本港地区及び新港地区）海業振興を目指す用地利活用プロジェクト実施事業者選定審議会条例第6条第2項に定める会議の成立要件を満たしておりますので報告いたします。

次に、本日配布いたしました資料のご確認をさせていただきます。お手元に配布した資料は次第、資料1 提案審査の進め方について（案）、参考資料 提案審査補助様式になります。

また、応募者から提出された事業提案書につきましては、委員の皆様にも事前に配布し、本日、お持ちいただくようお願いをしております。

資料に不足がありませんでしょうか。

それでは、これより議事に入ります。審議会条例第6条第1項の規定により、馬場会長に議長をお願いいたします。

議題（1）提案審査の進め方について

【議 長】 それでは、次第により議事を進めます。議題（1）提案審査の進め方について、事務局より説明をお願いいたします。

【事 務 局】 それでは、資料1 提案審査の進め方について（案）についてご説明します。こちらの資料につきましては、事前に送付し、ご確認いただいた資料になりますので、要点についてご説明します。

1ページをご覧ください。（1）事前審査結果について、記載しております。アの適格審査については、応募者1者から提出された関連書類により、募集要項に定める応募資格、（ア）応募者の構成、（イ）資格要件を満

たしている事を確認し、令和6年3月6日付で審査結果を通知しました。

また、イの提案書類審査は、提案書類が募集要項及び様式集に定める審査に必要な書類を満たしていることを、令和6年4月1日付で確認しております。

それでは、提案審査の進め方についてご説明します。

2ページをご覧ください。提案審査は、募集要項に定める審査項目ごとの評価を合議により決定し、審議会の審査結果とします。

提案の評価は加點評価により行います。加點評価では、審査項目ごとに評価を決定し、審査項目ごとの配点に採点基準を乗じた点数の合計を提案の評価点とします。

また、興和グループには募集要項に基づき配点の合計740点の5%（37点）のインセンティブ加點を行います。

なお、事業提案書の評価点が、募集要項に定める審査項目ごとの配点の合計740点の30%（222点）を下回った場合には優先交渉権者を決定しないことがあります。

ア 評価基準についてのとおり、AからEの5段階で評価いただき、加點方式のためE評価では加點なしとなります。

以上のとおり、本日の提案審査につきましては審議会の合議として評価を決定することとしたいと考えております。

なお、最終評価の合議につきましては、審査項目ごとの評価を決定した後、9ページのとおり全ての評価をまとめた結果をご確認いただいた上で、最終的な合議を諮りたいと考えております。

事務局からの説明は以上です。

【議 長】 事務局から、本日の提案審査は合議により決定するとの提案がありました。本件について、質疑等がありましたらお願いします。

【〇〇委員】 AからEのどの評価とするのかを合議で決めるということで良いでしょうか。

【事 務 局】 資料の3ページからが審査項目となります。項目により、上段が募集要項における審査の視点、下段が様式集における提案作成のポイントを記載しているので、これらを参照していただき、項目ごとにAからEで評価をしていただきたいと思います。

【〇〇委員】 全てD評価では採点基準が配点×0.25のため、222点以下になるのではないのでしょうか。

【事 務 局】 インセンティブ加點37点を含めると222点となります。

【議 長】 本日の提案審査については、資料のとおり審議会の合議により評価を決定することよろしいでしょうか。

《「異議なし」の声》

本日の提案審査の進め方は決定しました。

事務局から、本日のスケジュール等について説明をお願いします。

- 【事務局】 資料1の8ページをご覧ください。開会・審議会の進行に関する説明をさせていただき、本日の採点内容が決定しました。この後、応募者プレゼンテーション及び質疑を行います。5分程度の準備の後、プレゼンテーションを50分間、提案に対する質疑30分を午前中に実施します。9ページをご覧ください。昼食・休憩を挟み、午後1時から審査項目ごとに審査に入ります。スクリーンに審査結果を投影しながら進めます。審査後、審議会から市長へ提出する答申書の内容についてご相談いただき、本日の予定は終了となります。説明は以上です。

議題（２）プレゼンテーション及び提案に関する質疑

※三浦市情報公開条例第5条第2号の規定により非公開

議題（３）提案審査

※三浦市情報公開条例第5条第2号の規定により非公開

議案（４）答申について

- 【議長】 次に、議題（４） 答申について、事務局より説明をお願いします。

- 【事務局】 答申書の案につきましては、ただいま審議いただいた結果を反映して作成し、委員の皆様へ改めて送付し、ご意見をいただきたいと思っております。

その他

- 【議長】 以上で、本日の議題は全て終了しました。事務局から何かあればお願いします。

- 【事務局】 それでは、今後の流れについて説明します。答申書の案を皆様にご確認いただいた後、審議会で決定した答申書を三浦市長に手交します。

審議会の答申書に基づき、三浦市が優先交渉権者を選定します。選定結果は、応募者に通知するほか、三浦市ホームページにて公表します。

選定した優先交渉権者との漁港施設の貸付手続き等の詳細について神奈川県と協議し、提案された事業に関する地元関係機関等との調整が整った時点で、優先交渉権者と基本協定を締結します。なお、基本協定の締結は、令和7年3月下旬を目途とします。

審議会条例4条では、委員の任期は所掌事項に係る調査、審議が終了するまでの期間としております。所掌事項である事業者の選定が完了しましたが、会議録の確認、署名等について、今後ともご協力をお願いいたします。

す。

今後、基本協定締結に向けた準備を進めていく中で、事務局といたしましては、有識者の皆様に、引き続き助言をいただきたいと考えております。助言をいただくスキーム等につきましては、事務局で検討した後、改めてご相談させていただきたいと考えておりますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

会議録を改めて作成し、ご確認させていただきますので、こちらについてもご協力をお願いいたします。

【議 長】 それでは、進行を事務局に戻します。

閉会

【事 務 局】 長時間にわたり、ご審議いただきありがとうございました。以上をもちまして、第2回審議会を閉会いたします。

以上